

自転車 スマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



警察庁・沖縄県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



酒気帯び運転および幫助



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

周囲を見ているつもりでも、実は全く見えていない

自転車ながらスマホ

突然、目の前に人やクルマが現れても
とっさに回避することはできない



危険だから、
絶対やめよう！

令和6年11月1日 罰則強化！！

■ ながらスマホは道路交通法違反 ■

違反した場合は「**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**」等が課せられることがあります。また相手にけがを負わせた場合は、重過失傷害等に問われたり、被害者から**損害賠償**を求められたりすることがあります。



大人も子供も
ヘルメットを
着用！！



沖縄県警察